

日本肺高血圧・肺循環学会 多施設共同研究スタートアップ補助金取扱規程

第1条 (交付の目的)

この補助金は、わが国における肺高血圧・肺循環疾患分野の多施設共同研究のスタートアップを推進し、科学的根拠のある研究結果を学会などで広く公開することを目的とする。

第2条 (補助金の交付と対象課題)

日本肺高血圧・肺循環学会理事長は下記の対象課題に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付する。

- 1) 肺高血圧・肺循環疾患研究に関する研究で、これから行われる研究のスタートアップを補助するものであること。
- 2) 国際的なスタンダードからみて、適当と思われるもので、理事が責任をもってバックアップする多施設共同研究であり、本領域の研究の意義を増すもの。
- 3) わが国の肺高血圧・肺循環疾患分野の発展に寄与する学術的に意義の高い課題であって、倫理的に問題がなく、結論を導くのに十分な研究協力者および症例数を得ることが可能と予測されるもの。
- 4) 主たる研究機関において、倫理委員会の承認などの手続きを踏んだ上で、共同施設で研究を行うこと。
- 5) 本補助金は、他の研究費を獲得するためのスタートアップとして交付するものである。
- 6) 遺伝子治療・再生医療・動物実験は原則として除外する。
- 7) 他の研究費の申請・獲得状況によって不採択となる場合がある。

第3条 (補助金交付の対象者)

日本肺高血圧・肺循環学会員である研究代表者に交付する。ただし、会員歴が2年以上あり、該当年度の年会費を納入済みである者に限る。

第4条 (補助金交付の対象経費)

下記に対する経費として補助金を交付する。

- 1) 直接研究に必要な経費。
- 2) 研究事業の一部を他の機関に委託して行う経費。

第5条 (研究課題の応募)

研究代表者は日本肺高血圧・肺循環学会事務局に研究計画書(様式自由・科研費等の応募書類に準ずる)を提出する。

第6条 (補助金交付の決定)

補助金の交付可否は理事会(e-理事会を含む)での審議を経て、1件につき年間原則的に50万円を上限とする。内容によって年間交付額の増額、もしくは複数年交付を可能とする。

第7条 (交付額の決定と通知)

日本肺高血圧・肺循環学会理事長は補助金交付額を研究代表者に通知する。

第8条 (研究課題の公表)

採択課題は日本肺高血圧・肺循環学会のホームページなどにて公表する。

第9条 (補助金の経理)

- 1) 補助金の経理は学会事務局にて行う。事務局は研究事業に要した費用について、他の経理と区分して収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2) 事務局は前項の収入額および支出額について、その証拠書類を整理し、帳簿とともに保存をしておかなければならない。また、翌年度の理事会にて報告を行わなければならない。
- 3) 理事長は、必要に応じて事務局に対して報告もしくは前項の証拠書類を求め、指導または質問することができる。

第10条 (倫理委員会の承認)

- 1) 各研究施設内の倫理委員会の承認を得なければならない。
- 2) 研究代表者は、交付を受ける前に、研究施設内の倫理委員会で承認を受けた書類一式を学会事務局へ提出する。

第11条 (研究実績報告書)

研究代表者は、当該年度終了後6か月以内に所定の様式(別紙)に従って研究実績報告書を作成し、学会事務局へ提出する。

第12条 (研究の公表)

研究代表者は、当該事業の結果もしくはその経過の全部もしくは一部を本学会で発表し、更に書籍または雑誌に刊行し、補助金による事業の成果であることを明記しなければならない。

和名：日本肺高血圧・肺循環学会多施設共同研究のスタートアップ補助金

英名：JPCPHS Start-up Grant for Multicenter Study

第 13 条 （協議事項）

- 1) 規程施行後、3 件の補助金交付後に本規程の実施について理事会で評価を行い、継続について協議し決定する。
- 2) 本補助金の継続あるいは本規程に記載のない事項については、日本肺高血圧・肺循環学会理事会が協議し決定する。

附則

この規程は 2024 年 11 月 1 日から施行する。